

令和6年度税制改正等について

1. 外形標準課税の適用対象法人の見直しについて

(1) 減資への対応

ア 外形標準課税の適用対象法人について、現行基準(資本金又は出資金(以下単に「資本金」という。)1億円超)が維持されます。ただし、当分の間、当該事業年度の前事業年度に外形標準課税の対象であった法人であって、当該事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超えるものは、外形標準課税の対象とされました。

イ 上記アの措置が適用されるまでの間に「駆け込み」で減資を行う法人への対応として、施行日以後最初に開始する事業年度における外形標準課税の適用対象法人の判定については、上記アにかかわらず、公布日を含む事業年度の前事業年度に外形標準課税の対象であった法人であって、当該施行日以後最初に開始する事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超えるものは、外形標準課税の対象とする等の所要の経過措置を講じることとされました。

(注)上記の改正は、令和7年4月1日に施行し、同日以後に開始する事業年度から適用することとされました。

(2) 100%子会社等への対応

ア 資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人(当該法人が非課税又は所得割のみで課税される法人等である場合を除く。)又は相互会社・外国相互会社の100%子法人等のうち、当該事業年度末日の資本金が1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額(公布日以後に、当該100%子法人等がその100%親法人等に対して資本剰余金から配当を行った場合においては、当該配当に相当する額を加算した金額)が2億円を超えるものは、外形標準課税の対象とされました。

イ 「産業競争力強化法」(平成25年法律第98号)の改正を前提に、令和9年3月31日までの間に同法の特別事業再編計画(仮称)の認定を受けた認定特別事業再編事業者(仮称)が、当該認定を受けた計画に従って行う一定の特別事業再編(仮称)のための措置として他の法人の株式等の取得、株式交付又は株式交換を通じて当該他の法人を買収(対価の額が100億円を超える場合又は1億円に満たない場合を除く。)し、その買収の日以降も引き続き株式等を有している場合には、当該他の法人(当該認定特別事業再編事業者(仮称)が当該計画の認定を受ける前5年以内に買収した法人を含む。)が行う事業に対する法人事業税については、当該買収の日の属する事業年度からその買収の日以後5年を経過する日の属する事業年度までの各事業年度においては、外形標準課税の対象外とされました。

ウ 上記アにより、新たに外形標準課税の対象となる法人について、外形標準課税の対象となったことにより、従来の課税方式で計算した税額を超えることとなる額のうち、次に定める額を、当該事業年度に係る法人事業税額から控除する措置を講じることとされました。

a 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度
当該超える額に3分の2の割合を乗じた額

b 令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に開始する事業年度
当該超える額に3分の1の割合を乗じた額

(注)上記の改正は、令和8年4月1日に施行し、同日以後に開始する事業年度から適用することとされました。

2. 法人事業税付加価値割における賃上げへの対応について

- (1) 法人が、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が3%以上である等の要件を満たすときは、控除対象雇用者給与等支給増加額を付加価値割の課税標準から控除できることとされました。
- (2) 中小企業者等が、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、雇用者給与等支給額の比較雇用者給与等支給額に対する増加割合が1.5%以上である等の要件を満たすときは、控除対象雇用者給与等支給増加額を付加価値割の課税標準から控除できることとされました。
- (注)雇用安定控除との調整等所要の措置を講じることとされました。

3. 災害損失欠損金額の繰越控除の適用に係る所要の措置

- 災害が発生した日から6月を経過する日までの間に終了する中間期間において生じた災害損失欠損金額につき当該中間期間に係る仮決算の中間申告書の提出により法人税額の還付を受けた場合における法人住民税の法人税割及び法人事業税の所得割について、次の措置を講じることとされました。
- (1) 当該中間期間の属する事業年度の法人住民税の法人税割の課税標準となる法人税額から当該災害損失欠損金額につき還付を受けた法人税額を控除し、控除しきれない額については翌事業年度以降に控除することとされました。
- (2) 当該中間期間の属する事業年度の法人事業税の所得の計算上、当該還付を受けた金額の計算の基礎となった災害損失欠損金額に相当する金額は益金算入せず、当該事業年度に生じた欠損金額について、繰越控除制度を適用することとされました。
- (3) その他所要の措置を講じることとされました。
- (注)上記の改正は、令和6年4月1日以後に終了する事業年度から適用することとされました。

4. その他の主な改正

電気供給業を行う法人の事業税の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、発電事業者が一般送配電事業者による託送供給により電気の供給を行う場合において当該託送供給の料金として支払うべき金額(発電側課金)に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置を2年間に限り講じることとされました。

本件に対する問合せ ⇒ 各県税事務所 法人担当まで

中央県税事務所	043(231)2300	旭県税事務所	0479(62)0772
千葉西県税事務所	043(279)7111	東金県税事務所	0475(54)0223
船橋県税事務所	047(433)1278	茂原県税事務所	0475(22)1721
松戸県税事務所	047(361)2279	館山県税事務所	0470(22)7117
柏県税事務所	04(7147)8743	木更津県税事務所	0438(25)1110
佐倉県税事務所	043(483)1114	市原県税事務所	0436(22)2171
香取県税事務所	0478(54)1314		

<https://www.pref.chiba.lg.jp/zeimu/jimusho/index.html>

